

にあたる特別重大犯罪が、それである。

なぜ、このような分類が必要とされるのか。それは、自由刑の執行態様（仮釈放を含む）と執行制度の違いによるものである。ちなみに、一九九五年末現在、日本には合計八〇三の刑執行施設と一六五の拘置施設があり、そのうち、厳重戒護の刑務所は、一三施設にすぎなかつた。

新刑法は罰金の適用範囲の拡大を意図して、選択刑としてであり、罰金の科せられる罪の数を増やしている。たとえば、窃盜、詐欺、横領、背任など。

死刑は、生命に対する特別重大な犯罪に限り適用される例外的刑である（五九条一項）。これは、憲法二〇条二項の規定に従つたものである。新刑法では、死刑犯罪は、加重殺人（一〇五条二項）、元首また

の重さの痕跡らしい、書類が残る。これらは的危険性が消滅したときには、行為者の刑事责任が消滅するとした。

そこにいわゆる中程度の重さの犯罪といふ中には、各則第一九章の罪（憲法上の権利及び人間の自由に対する罪）も含まれ

新法は「事情の変更」の概念を定義しておこうが、主犯書によれば、政台内、盜賊

## 判例特報

奪、(d) 公益労働、(e) 矯正労働、(f) 兵役に関する制限、(g) 没収、(h) 自由制限、(i) 拘留、(j) 懲治軍隊への編入、(k) 一定期間の自由剝奪、(l) 無期自由刑および(m) 死刑。

このうち、罰金と職業禁止は、主刑としても補充刑としても言い渡すことができるが、名譽剝奪と没収は、補充刑としてのみ言い渡すことができる。その他は、すべて主刑である（四五六条）。

なぜに、こうも多種多様な刑が必要なのか、われわれには理解しがたいところである。ちなみに、前掲の(f)と(j)は、とともに軍人に対する刑である。

總則第三部「刑」(四三条～七四条)は、第九章「刑の概念及び目的」と第一〇章「刑の決定」とから成る。  
まず、注目されるのは、刑の目的として、社会的公平の回復、刑の言渡しを受けた者の矯正および再犯の防止が明記されていることである(四三条二項)。

四四条(刑の種類)は、次の一三種類を掲げている。(a)罰金、(b)一定の職業活動の禁止、(c)一定の名譽、資格、勲章の剥

刑者の職場で働いて得た俸給の5%ないし二〇%を国庫に支払う刑である（五〇条）。没収は、犯罪者の財産の全部または一部を国庫に帰属させる（五一一条）。この財産没収は、ソ連の制度を承け継いだものである。ただし、新法では、利欲目的で犯された重大犯罪または特別重大犯罪についてのみ科せられる。

「自由制限刑」は、一八歳以上の受刑者を特別施設（改善コロニーと呼ばれる）に

警察官の生命に対する加害（三一七条）および集団殺害（ジェノサイド）（三五七条）の五つに限定されている。執行方法は、銃殺である。

死刑は、一八歳未満の者、女子および判決宣告の時に六五歳以上の男子には科せられない（五九条二項）。

総則で注目される若干の規定を次に掲げる。

(1) 損害賠償することにより被害者と和

(4) 一四歳以上一八歳未満の者を限定責任能力者扱いとした（旧法は、責任能力者として扱つた）。

(5) 精神の障害による限定責任能力者に

(3) 刑罰の目的として、社会的正義の回復、犯罪者の改善および新たな犯罪の防止が掲げられた。

方において変更し、それが一部にせよ行為に關係する性格のものであるときに認められるようである。

収容する刑である。その期間は、(a)前科のない故意の犯人に対して一年以上三年以下、(b)過失犯人に対して一年以上五年以下である(五三条)。

自由剝奪刑は、六月以上二〇年以下、刑事施設(その拘禁度には差異がある)に収容する。犯罪の競合の場合には二五年までで、刑の競合の場合には三〇年にまで至ることができる(五六条)。

無期刑は、生命に対する特別重大な罪の場合に死刑に代わるものとしてのみ科せられる(五七条一項)。無期刑は、一八歳未満の者、女子、六五歳以上の男子に対しても

が認められるのは、軽微な犯罪（二年以下の自由刑にあたる罪）の場合である。悔悟による刑事責任の消滅も認められる。それは、必ずしも「軽微な犯罪」の場合に限らないが、各則で特別の規定（たとえば、軍刑法の部における勤務地の放棄または逃走）が設けられているとき不限る。

(2) 事情の変更により行為または行為者の社会的危険性が消滅したときは、行為者の刑事责任は問われない。これは、一九二六年刑法以来、採用されたところであるが、新法は、条件をやや緩和して、中程度

分を命じうこととした。

(6) 予備を罰する場合を、重大犯罪およ  
び特別重大犯罪、すなわち、五年を超える  
自由刑にあたる罪に限定した。

(7) 重大犯罪または特別重大犯罪を犯す  
ことを目的として組織された「犯罪的結  
社」を組織し、指揮し、またはその構成員  
となる行為を处罚することとした（犯罪的  
結社罪の創設）。

宅地の固定資産税の評価額が客観的時価を超えるとして、登録価格を減額した固定資産評価審査委員会の決定の一部を取り消した第一審判決が高裁判決により維持された事例

東京高裁 10.5.27 判決 (2)

——本判決は、本誌一五七八・一五（確  
井判評四六六〔本誌一六一五〕・一八二）で  
判例特報として紹介された地裁判決に対する  
高裁判決であるが、判決理由について  
は、原判決の判断が全文引用されているの  
で、事案の詳細は右判例特報を参照された  
い。

三 右控訴理由(1ないし(3)に対する本判決の理由中の主なる判示事項は、(1)法三四五号の「適正な時価」とは、原判決が説示するところ、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格である客観的交換価値(客観的時価)をいうものである。(2)同号の適正な時価の「算定基準日」は、基準日(武蔵月日)である。(3)上記は、異

わち、みなし却下決定に対する訴えの提起後、後に、審査請求を棄却する決定が成された場合の措置に関しては、本判決は直接言及していないが、手続違背等を指摘していくない以上、みなし却下決定と現実の棄却決定は別個であり、請求の追加的併合を経たうえで、旧訴を取り下げるべきであるとする限りの見解を採用することとする。

右訴訟代理人弁護士  
吉田修平  
被控訴人茅沼賢二

税法（以下「法」という。）三四一条五号に規定する「適正な時価」の原判決の解釈の誤り、(2)適正な時価の「算定基準日」の原判決の解釈の誤り、(3)固定資産税額に変動が無い場合登録価格の違法性の不存在、(4)原判決が認定した対象宅地の賦課期日ににおける適正な時価の具体額の誤り、(5)事情判決の必要性を主張した（その詳細は、判決文の第二「三 当審における控訴人の主張」欄を参照されたい。）が、その主張の全てが排斥された。

すなわち、裁判所の認定した課税標準額が、控訴人の決定に係る登録価格よりも低い場合には、右決定の全部を取り消すべき

七 なお、本件においては、控訴人から事情判決の必要性が主張されたが、本判决は、右主張を採用しなかつた。その排斥理由も、同種訴訟の参考となると思われる。

〔固定資産課税審査却下決定取消請求控訴事件、東京高裁平八行<sup>(5)</sup>一一八号、平10・5・27刑三部判決、控訴棄却（上告）一審東京地裁平七行<sup>(6)</sup>二三五号、平11判決〕

第一　当事者の才めた表半

一　控訴人

1　原判決のうち控訴人敗訴部分を取り消す。

2　被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。

3　控訴費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

二　被控訴人

二　被控訴人を棄却する。

第一　事案の概要等

一　事案の概要等は、二のとおり付加、





(3) 更に、相続税路線価から本件各土地の適正な時価を求める方法としては、平成六年一月一日時点の地価公示地點の公示価格と相続税路線価との関係、すなわち、前述のように本件各土地を中心とした半径一キロメートル内に含まれる地価公示地點の公示価格と相続税路線価の割合から算出することができる。

そこで、平成五年一月一日から平成六年一月一日までの本件各土地の価格下落率を検討すると、

① 本件各土地を中心とした半径一キロメートル内の地価公示地（商業地）一〇地点の公示価格に対する相続税路線価の割合の平均は、七九・〇〇パーセントであったこと（別紙4）。

② 本件各土地を中心とした半径一・五キロメートル内の地価公示地（商業地）一九地点の公示価格に対する相続税路線価の割合の平均は、七九・〇五パーセントであつたこと（別紙5）。

がそれぞれ認められ、以上のとから、本件各土地の相続税路線価を右各平均割合で割り戻して、本件各土地の適正な時価を求めたところ、その価格は、いずれも平成六年度の固定資産税の正面路線の評価額を上回ることが認められる（別紙6）。

(4) 本件各土地の相続税路線価の平成五年一月一日から平成六年一月一日までの下落率は、二二・九八パーセントである。

## 1657号 判例 報告

るとしたものであつて、控訴人主張のようないに客観的時価と適正な時価とを対立的に判断するものではなく、問題は、法三四九条一項に規定する課税標準となる価格がいつの時点の適正な時価であるかにあるのであつて、控訴人の右主張は原判決の説くところを正解しないものとして採用できない。

2 適正な時価の算定基準日について

控訴人は、法は、登録価格の基準日を特定しておらず、登録価格の基準日をいつとするかについては、評価基準に委ねていると解せられるところ、評価基準と一体である時点修正通知によれば、平成六年度評価替えは、平成四年七月一日を価格調査基準日として標準宅地についての鑑定評価価格を求め、その価格の七割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることとしているが、最近の下落傾向に鑑み、平成五年一月一日に伴う価格修正を行うこととされ、したがつて、平成六年度の固定資産の価格算定の基準日は、平成五年一月一日と解するものが相当である旨主張する。

しかしながら、法三四九条は、固定資産税の課税標準は基準年度に係る賦課期日（本件では、平成六年一月一日）における

価格で土地台帳等に登録し、これを課税標準とする趣旨であることは明らかであつて、控訴人の主張は採用できない。もつとも、法

## 1657号 判例 報告

一月一日までの本件各土地の価格下落率を検討すると、

① 本件各土地を中心とした半径一キロメートル内の地価公示地（商業地）一〇地点の公示価格に対する相続税路線価の割合の平均は、二二・三〇パーセントである。

そこで、平成五年一月一日から平成六年一月一日までの本件各土地の価格下落率を

一月一日までの本件各土地の価格下落率を

検討すると、

① 本件各土地を中心とした半径一キロメートル内の地価公示地（商業地）一〇地点の公示価格に対する相続税路線価の割合の平均は、七九・〇〇パーセントであつたこと（別紙4）。

② 本件各土地を中心とした半径一・五キロメートル内の地価公示地（商業地）一九地点の公示価格に対する相続税路線価の割合の平均は、七九・〇五パーセントであつたこと（別紙5）。

がそれぞれ認められ、以上のとから、本件各土地の相続税路線価を右各平均割合で割り戻して、本件各土地の適正な時価を求めたところ、その価格は、いずれも平成六年度の固定資産税の正面路線の評価額を上回ることが認められる（別紙6）。

(4) 本件各土地の相続税路線価の平成五年一月一日から平成六年一月一日までの下落率は、二二・九八パーセントである。

## 6 事件

### 6.1 事件の概要

### 6.2 事件の発生背景

### 6.3 事件の解決策

### 6.4 事件の影響

### 6.5 事件の予防策

### 6.6 事件の反省

### 6.7 事件の再発防止

### 6.8 事件の収束

### 6.9 事件の記録

### 6.10 事件の評議会

### 6.11 事件の報告書

### 6.12 事件の検証

### 6.13 事件の再発防止

### 6.14 事件の収束

### 6.15 事件の記録

### 6.16 事件の評議会

### 6.17 事件の報告書

### 6.18 事件の検証

### 6.19 事件の再発防止

### 6.20 事件の収束

### 6.21 事件の記録

### 6.22 事件の評議会

### 6.23 事件の報告書

### 6.24 事件の検証

### 6.25 事件の再発防止

### 6.26 事件の収束

### 6.27 事件の記録

### 6.28 事件の評議会

### 6.29 事件の報告書

### 6.30 事件の検証

### 6.31 事件の再発防止

### 6.32 事件の収束

### 6.33 事件の記録

### 6.34 事件の評議会

### 6.35 事件の報告書

### 6.36 事件の検証

### 6.37 事件の再発防止

### 6.38 事件の収束

### 6.39 事件の記録

### 6.40 事件の評議会

### 6.41 事件の報告書

### 6.42 事件の検証

### 6.43 事件の再発防止

### 6.44 事件の収束

### 6.45 事件の記録

### 6.46 事件の評議会

### 6.47 事件の報告書

### 6.48 事件の検証

### 6.49 事件の再発防止

### 6.50 事件の収束

### 6.51 事件の記録

### 6.52 事件の評議会

### 6.53 事件の報告書

### 6.54 事件の検証

### 6.55 事件の再発防止

### 6.56 事件の収束

### 6.57 事件の記録

### 6.58 事件の評議会

### 6.59 事件の報告書

### 6.60 事件の検証

### 6.61 事件の再発防止

### 6.62 事件の収束

### 6.63 事件の記録

### 6.64 事件の評議会

### 6.65 事件の報告書

### 6.66 事件の検証

### 6.67 事件の再発防止

### 6.68 事件の収束

### 6.69 事件の記録

### 6.70 事件の評議会

### 6.71 事件の報告書

### 6.72 事件の検証

### 6.73 事件の再発防止

### 6.74 事件の収束

### 6.75 事件の記録

### 6.76 事件の評議会

### 6.77 事件の報告書

### 6.78 事件の検証

### 6.79 事件の再発防止

### 6.80 事件の収束

### 6.81 事件の記録

### 6.82 事件の評議会

### 6.83 事件の報告書

### 6.84 事件の検証

### 6.85 事件の再発防止

### 6.86 事件の収束

### 6.87 事件の記録

### 6.88 事件の評議会

### 6.89 事件の報告書

### 6.90 事件の検証

### 6.91 事件の再発防止

### 6.92 事件の収束

### 6.93 事件の記録

### 6.94 事件の評議会

### 6.95 事件の報告書

### 6.96 事件の検証

### 6.97 事件の再発防止

### 6.98 事件の収束

### 6.99 事件の記録

### 6.100 事件の評議会

### 6.101 事件の報告書

### 6.102 事件の検証

### 6.103 事件の再発防止

### 6.104 事件の収束

### 6.105 事件の記録

### 6.106 事件の評議会

### 6.107 事件の報告書

### 6.108 事件の検証

### 6.109 事件の再発防止

### 6.110 事件の収束

### 6.111 事件の記録

### 6.112 事件の評議会

### 6.113 事件の報告書

### 6.114 事件の検証

### 6.115 事件の再発防止

### 6.116 事件の収束

### 6.117 事件の記録

### 6.118 事件の評議会

### 6.119 事件の報告書

### 6.120 事件の検証

### 6.121 事件の再発防止

### 6.122 事件の収束

### 6.123 事件の記録

### 6.124 事件の評議会

### 6.125 事件の報告書

### 6.126 事件の検証

### 6.127 事件の再発防止

### 6.128 事件の収束

### 6.129 事件の記録

### 6.130 事件の評議会

### 6.131 事件の報告書

### 6.132 事件の検証

### 6.133 事件の再発防止

### 6.134 事件の収束

### 6.135 事件の記録

### 6.136 事件の評議会

### 6.137 事件の報告書

### 6.138 事件の検証

### 6.139 事件の再発防止

### 6.140 事件の収束

### 6.141 事件の記録

### 6.142 事件の評議会

形成要因が最も類似性がある近接の地価公示地は、本件各土地の南約六〇〇メートルに位置する「千代田五一一七」である旨主張するが、その具体的な根拠は明らかではない。△証拠略によれば、千代田五一七よりは同五一一六の方が本件各土地に近接しているところであり、しかも、仮に、控訴人主張のように千代田五一一七が本件各土地と最も類似性が高いとしても、その一か所の地価下落率のみにより本件各土地の価格下落率を算出するよりは、原判決が認定する一〇地点の平均を取るほうが妥当であり、いずれにせよ、控訴人の右主張は採用できない。

四 更に、控訴人は、東京都地価図を基にして検討しても、千代田区内に存する商業地における平成五年三月一日から平成六年三月一日までの価格下落率は、少なくとも、三〇パーセントを超えていない旨主張するが、広い千代田区全体の平均値によることが、原判決の一〇地点の平均値によることよりも合理的とは考えられない。

(五) 控訴人は、価格下落率の算定の基礎に相続税路線価も含めるべきであると主張するが、固定資産税の評価では、標準宅地について不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価を得て行われているのであるから、相続税路線価を含める必要があるとはいえない。

5 事情判決について  
控訴人は、本訴において、本件標準宅地

## 1657号 時 判 例 報

## 1657号 時 判 例 報

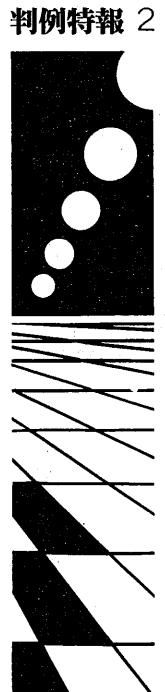
である。放火に際しては、店内にあつた燃焼中の石油ストーブが使用されており、確定判決によれば、ストーブの反射鏡が上になり火炎の部分が下になるように「足蹴にして横転」させたとされている。

申立人は、逮捕直後から事実を全面的に認め、公判においてもこの自白を維持して、第一審において死刑の宣告を受けた（福岡地判昭43・12・24）。申立人は、この第一審判決不服として控訴し、控訴審において、死刑制度の違憲性、心神耗弱、量刑不当等の主張に加え、放火の犯意についても争つたが、第一審判決挙示の証拠により十分これを認めることができるとして、その主張は排斥され（福岡高判昭45・3・20）、上告も棄却されて（最一判昭45・11・12）、第一審判決が確定した。

申立人が強盗殺人、同未遂の犯行に及んだことは特に争いがなく、本件再審請求は、現住建造物放火の点のみを争うものであり、その主たる主張は、火災の真の原因はストーブが直立したままの状態で異常燃焼したことによるものであるとして、この点について申立人を無罪とすべき明らかな証拠を新たに発見したというものである。

二 これに対して、原原決定は、確定判決を言い渡した裁判所に提出されていた技術者福山晴夫作成の鑑定書、再審請求後

に検察官から提出された技術者海藏寺明治作成の鑑定書等によれば、申立人が足を使って、(1)ストーブを当初から前傾した状態に設置したか、(2)ストーブを何らかの物（例えば机の足）に倒しかけたところ、燃



判例特報 2



一 確定判決が科刑上一罪として処断した一部の罪について無罪とすべき明らかな証拠を新たに発見した場合と刑訴法四三五条六号の再審事由

二 確定判決が詳しく述べた犯行の態様の一部に事実誤認のあることが明らかになつた場合と刑訴法四三五条六号の再審事由

## 六号の再審事由

三 刑訴法四三五条六号の再審事由の存否を判断するに当たり確定判決が標目を挙示しなかつた証拠及び再審請求後の審理において新たに得られた証拠を検討の対象にすることができる

一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四 右のようないかなる事実認定の問題のほか、本件では、再審に関する次の三点の法律問題についての職権判断が示された。

一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

五 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

六 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

七 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

八 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

九 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十四 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十五 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十六 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十七 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十八 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

十九 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十四 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十五 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十六 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十七 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十八 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

二十九 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十四 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十五 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十六 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十七 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十八 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

三十九 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十四 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十五 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十六 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十七 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十八 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

四十九 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

五十 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

五十一 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

五十二 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した

申立人からの第五次再審請求に関する特別抗告事件である。確定判決が認定した犯罪事実は、本決定が要約するとおりである。

五十三 本件は、強盗殺人、同未遂、現住建物放火被告事件について死刑が確定した